

「天草市立キリシタン資料館整備活用計画」策定支援業務委託 業務説明書（仕様書）

1 業務概要

（１）業務委託名

「天草市立キリシタン資料館整備活用計画」策定支援業務委託

（２）履行場所

天草市内及び事業展開区域内

（３）履行期間

契約締結日から令和８年３月２５日（水）まで

（４）業務目的

市では、世界が認めた“天草の宝”崎津集落をはじめとする、キリシタンの歴史と文化の普遍的価値の周知啓発や次世代への継承、キリシタン資料館の民間活力導入を含めた効率的な管理運営、魅力ある資料館づくり、来館者の安全と快適性の向上などを推進していくことが必要であることから、「天草市立キリシタン資料館整備活用計画」を策定し、本計画に沿った各種の施策に取り組んでいる。

本業務では、現行計画の施策の検証結果や、近年の来訪者等の動向・意見などを踏まえ、各種の課題等を抽出したうえで、令和８年度から４カ年のキリシタン資料館における目指すべき将来像やテーマ、資料館として取り組むべき方向性や具体的施策等を明らかにし、さらに魅力あるキリシタン資料館とするため、新たな「天草市立キリシタン資料館整備活用計画」（以下「整備活用計画」という。）を策定する。

なお、天草市立キリシタン資料館とは、天草キリシタン館、天草ロザリオ館、天草コレジヨ館、崎津資料館みなと屋の４つの施設をいう。

2 業務内容

（１）予備調査

現行計画書の把握および４つの施設についての現状確認等を踏まえ、現行施策の検証方法の設定および調査、運営委員会の運営企画を立てる。また、天草市総合計画や天草市教育振興計画等との整合を図るため、上位計画を把握する。

（２）基礎調査

現行施策の検証および新たな整備活用計画の策定に向けて、近年の来訪者等の動向や、来館者や市民、民間事業者、天草市立キリシタン資料館運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の委員を対象としたアンケートやヒアリングなどの調査を行うこととし、調査企画・調査票設計、調査実施、集計・分析を行い、現状と課題等を整理する。また、調査報告書の作成を行う。なお、より多くの意見を聴取するため、ノベルティを配布するなど、工夫して調査を行うこと。

（３）整備活用計画の検討

令和８年度から令和１１年度までの４カ年を計画期間とする整備活用計画を、各種調査において整理した現状・課題分析等をもとに、委託者と協議のうえ作成し、「運営委員会」への提案や協議等を踏まえて策定する。策定にあたっては、将来像・基本方針や現状・課題、基本方針等を踏まえた具体的施策を立案すること。

なお、計画書に掲載する内容については、原則として次のとおりとする。ただし、現状・課題分析等により変更の必要があれば、市と受託者において協議のうえ、変更できるものとする。

（掲載内容）

第１章 計画策定にあたって

計画の背景、目的、位置付けと期間、対象施設

第２章 現状と課題、基本方針

キリシタン資料館の現状、課題、基本方針、将来像

第３章 具体的な施策

組織・運営、施設・管理、資料・展示、情報発信、保全意識の醸成

第４章 計画の推進に関する事項

計画の推進体制、計画の変更、成果指標、実施スケジュール

（４）運営委員会の運営支援

整備活用計画は、年３回程度開催する「運営委員会」において、委員の意見や助言等も取りまとめて策定する。また、運営委員会の進行を補佐し、各回開催後に報告書を作成する。

（５）計画書の編集・印刷

策定した整備活用計画を、計画書（概要版を含む）として編集し、印刷・製本して納品する。

※（２）と（４）の報告書・（５）の計画書を編集するソフトウェアについては、修正や検索、集計等が容易にできるよう、Microsoft Word や Microsoft Excel 等の一般に普及しているものを使用する。

３ 成果品

（１）成果品の提出

１）計画書 印刷物（Ａ４フルカラー、５０～６０ページ程度）３０部

概要版 印刷物（Ａ４フルカラー、４～８ページ程度）３００部

２）調査報告書 印刷物（Ａ４フルカラー）３０部

３）天草市立キリシタン資料館運営委員会報告書 印刷物（Ａ４フルカラー）３部

※いずれも、再編集可能なデータを CD-ROM 等に保存し、あわせて納品すること。

４）納入期限 令和８年３月１９日（木）

(2) 納品場所

天草市観光文化部文化課

(3) 成果品の帰属

成果品の使用権および著作権の帰属は、すべて委託者のものとする。また、委託者が承諾した場合を除き成果品を公表してはならない。

4 その他

(1) この業務を、原則として再委託または譲渡することはできない。

(2) 本業務に関して、本市の独自性を考慮し、特色ある計画となるよう配慮するとともに、緊密な連携を保ち、策定業務を円滑に進めるため、業務に精通した専門的職員を1名以上、業務責任者として配置する。

(3) 本業務に関する委託者との調整は、当初協議、中間協議および最終協議のみならず、進捗に応じて、委託者の要請に対し迅速に対応するものとする。

(4) 業務遂行にあたる個人情報の取り扱いについては、十分留意し、適正な管理を行うこと。
また、業務遂行にあたり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(5) 成果品の作成については、委託者と協議のうえで実施する。

(6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ、委託者の指示に従うものとする。

(7) 仕様書についての問い合わせ先

天草市観光文化部文化課 松下、林、稲津

電話：0969-32-6784・FAX：0969-23-5312

メールアドレス：sekai@city.amakusa.lg.jp